## 議案第3号

令和4年度銚子市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

令和4年度銚子市の介護保険事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めると ころによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担 する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」に よる。

令和4年11月29日提出

銚子市長 越 川 信 一

## 第1表 債務負担行為

(単位 千円)

			( <del>+</del>   <del>-</del>
事項	期間	限	度額
委託型地域包括支援センター業務委託	令和5年度から 令和7年度まで (36か月)		245, 850

## 債務負担行為で翌年度以降にわたる 額又は支出額の見込み及び当該年度

事項	Ŋ	艮 月	度 額	
委託型地域包括支援センター業務委託				245, 850

## ものについての前年度末までの支出 以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

前年月		きま		当該	亥 年	度	以降	· 0	左	T,	)	財	源	Į.	内	訳
支 出	(	L 込	)額	支	出	予	定	額	特	Ţ	₹	財	Ú	原		一般財源
期	間	金	額	期	間	4	金	額	国県支出金	地	力	債	そ	の	他	
				から 令和 まで	5年度 7年度 か月)		245,	850	141, 97	8				47,	326	56, 546